

再掲 「あなたのそばに手をつなぐ育成会」

一般社団法人 栃木県手をつなぐ育成会 会長

小島 幸子

いつも栃木県の育成会を応援していただきありがとうございます

今日は、地域育成会の活動の紹介ということで12月9日に開催された「栃木市障害者週間記念講演会」の報告をしたいと思います

このイベントは、栃木市と栃木市育成会共催で毎年開催されて今回で第12回を迎えました。今回のテーマは「どう変わるの？成年後見制度！」でした

当日は保護者の方、支援者の方、行政の方などいろいろな立場の方がお集まりでした

すでに後見人をつとめていて、成年後見制度について良くご存知の方、そして成年後見制度が今度、変わると聞いたけれどいったいどんな風になるの？と知りたい方。また名前は聞いたことあるけれど中身は良くわからないという方、いろいろな方がいました。会員もお子さんが10代から40代の方と幅が広がりました

まず、又村あおいさん(全育連常務理事兼事務局長)から「成年後見制度ってなんですか？」から説明してもらいました

知的障害のある人は、原則、法定後見制度の利用になるわけですが、法定後見には3つの種類があります

又村さんの示すシュミレーションで、我が子がどの種類になるか？だいたいわかったと思います

そして成年後見人が出来ること、出来ないことの説明

成年後見制度を申し立てする方法、その時にかかる費用などのお話

続いて障害者権利条約の対日審査総括所見で成年後見制度にNG？が出されたことについて

次に全国の育成会がとったアンケートの結果について

その結果と照らし合わせての成年後見制度の抜本的見直しの説明

関哉先生(関哉法律事務所、全育連権利擁護センター専門員)からは実際に後見人をしていて思うこと

制度の見直しに向けて思うことを語っていただきました

続いて小島が保護者としてお二人に聞いていきました

「どんな球でも拾いますから」と事前にお二人から言われました(笑)

- ① とりあえず何を準備したらいいですか？おおまかな年齢別に
- ② 親なき後の子どもの暮らしのために子どもの年金を積立しているが、高額になっ

てきている。そうすると後見人報酬も高額になると聞いている。今後どうしたらいいか

- ③ お金はないけれど持ち家で、土地や農地を持っている。子どもは障害のある人ひとりだけです。どうしたらいいのか
- ④ 障害ある人が一人っ子的場合、ふたりとも障害がある場合
- ⑤ きょうだいはいても関わりたくないと言われている
- ⑥ 法改正すると今、成年後見制度を使っている人がどうなるのかなど

回答は会場に来ていただいた方だけの公開とさせていただきます。「親なき後」という漠然とした保護者の不安にいろいろなビジネスの方が参入している昨今です。是非、育成会を信用して下さい。やはり「あなたのそばに手をつなぐ育成会」でありたいです最後に小島の成年後見制度関連の委員です
全育連権利擁護センター担当副会長、厚労省委託成年後見利用促進企画委員会委員、全社協Kねっと委員(成年後見制度の利用促進のための広報の企画や補佐、補助の利用促進)